

農業経営に関するお困りごとを解決します

一般社団法人東京都農業会議に農業経営の相談窓口を開設しました。



農業経営に関わる相談に、専門相談員等が対応します!!

相談者の要件

- 都内にて農業経営を行っている農業者（法人を含む）
- 新たに農業参入を希望する企業等の法人
- 都内で農業関係の就職を希望する者

登録している専門家

- 弁護士
- 公認会計士
- 税理士
- 社会保険労務士
- 司法書士
- 行政書士
- 中小企業診断士
- 不動産鑑定士

具体的な相談内容（主な内容）

経営の状況を把握して規模拡大に繋げたい

農地を借り入れて農業部門を立ち上げたい

後継者への経営移譲の手続きを知りたい

法人化のメリット・デメリットを理解した上で検討したい

農業をする人材を募集したい

農業法人で働きたい

- 労務・雇用・税務等の経営管理
- 農業経営の継承
- 農業経営の法人化
- 法人の農業参入
- 雇用を希望する農業経営者・法人からの求人の相談
- 農業関係の求職の相談

主な相談内容や相談者の要件、問い合わせ先は裏面に ⇒

事業イメージ

相談者



一般社団法人
東京都農業会議



専門相談員

東京都農業会議職員が相談を受け、必要に応じて専門相談員とのマッチングを行います。
相談内容によって関係機関（東京都など）と情報共有し連携します。

留意事項

- ① 相談は、下記に記載の電話番号・FAX 番号・メールアドレス・ホームページ内の問い合わせフォームからお申し込みください。
- ② 1回の相談時間は、120分を限度とします。
- ③ 1年度につき、1経営体あたり2相談事項までとし、各項目について各々3回を限度とします。法人関係の相談の場合、回数制限はありません。
- ④ 専門相談員への相談事項以外の相談はできません。
- ⑤ オンライン（WEB 会議システム等）による相談も可能です。
- ⑥ 本窓口は東京都からの委託により開設しています。相談で得た情報は、東京都の農業行政における企画立案、農業の普及指導等において使用する場合があります（**個人情報**は目的以外には使用せず、許可なく第三者に提供することはありません）。
- ⑦ この窓口は、東京都の委託を受け農業経営基盤強化促進法11条の11に定められた農業経営・就農支援センターの業務を担うものです。

開設場所・連絡先

住所：〒151-0053
東京都渋谷区代々木3-25-3
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階
一般社団法人東京都農業会議 業務部

開設時間

9:00～17:00

ホームページ内のお問い合わせフォームか
下記に記載の電話・FAX からご連絡ください。
TEL:03-3370-7146 FAX:03-3379-7627

<http://keieisoudanmadoguchi.tokyo/>



QR コードはこちら